

ヴィヴィアン認定再生医療等委員会規程

第1章 委員会の設置、運営

(設置)

第1条 ヴィヴィアン美容クリニック(以下「本院」という。)に、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号。以下「法」という。)に定める第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う委員会として、ヴィヴィアン認定再生医療等委員会(以下「委員会」という。)を置く。なお、設置者は本院院長とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令(平成26年政令第278号)及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第110号)の定めるところによる。

(審査等業務の対象)

第3条 委員会の審査等業務の対象は第三種再生医療等提供計画とする。

(審査等業務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 法第4条第2項(法第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定により再生医療等を提供しようとする病院若しくは診療所又は再生医療等提供機関の管理者から再生医療等提供計画について意見を求められた場合において、当該再生医療等提供計画について再生医療等提供基準に照らして審査を行い、当該管理者に対し、再生医療等の提供の適否及び提供に当たって留意すべき事項について意見を述べること。
- (2) 法第17条第1項の規定により再生医療等提供機関の管理者から再生医療等の提供に起因するものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又は感染症の発生に関する事項について報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該管理者に対し、その原因の究明及び講ずべき措置について意見を述べること。
- (3) 法第20条第1項の規定により再生医療等提供機関の管理者から再生医療等の提供の状況について報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該管理者に対し、その再生医療等の提供に当たって留意すべき事項若しくは改善すべき事項について意見を述べ、又はその再生医療等の提供を中止すべき旨の意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、再生医療等技術の安全性の確保等その他再生医療等の適正な提供のため必要があると認めるときは、当該再生医療等委員会の名称が記載された再生医療等提供計画に係る再生医療等提供機関の管理者に対し、当該再生医療等提供計画に記載された事項に関し意見を述べること。

(委員の構成)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。ただし、各号に掲げる者は当該号以外に掲げる者を兼ねることができない。

- (1) 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者を含む二名以上の医学又は医療の

専門家(ただし、所属機関が同一でない者が含まれ、かつ、少なくとも一名は医師又は歯科医師であること。)

(2) 医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者

(3) 前二号に掲げる者以外の一般の立場の者

2 委員会の構成は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 委員が5名以上であること。

(2) 男性及び女性がそれぞれ1名以上含まれていること。

(3) 本院と利害関係を有しない者が2名以上含まれていること。

3 委員は、院長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(成立要件)

第7条 委員会が審査等業務を行う際には、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 過半数の委員が出席していること。

(2) 5名以上の委員が出席していること。

(2) 男性及び女性の委員がそれぞれ1名以上出席していること。

(3) 次に掲げる者がそれぞれ1名以上出席していること。ただしアに掲げる者が医師又は歯科医師である場合にあっては、イに掲げる者を兼ねることができる。

ア 第5条第1項第1号に掲げる者のうち再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者

イ 第5条第1項第1号に掲げる者のうち医師又は歯科医師

ウ 第5条第1項第2号に掲げる者

エ 第5条第1項第3号に掲げる者

(4) 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関(当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。)と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。

(5) 本院と利害関係を有しない委員が2名以上含まれていること。

(判断及び意見)

第8条 次に掲げる認定再生医療等委員会の委員又は技術専門員は、審査等業務に参加してはならない。ただし、認定再生医療等委員会の求めに応じて、当該認定再生医療等委員会において説明することを妨げない。

一 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師又は歯科医師及び実施責任者

二 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師若しくは歯科医師又は実施責任者と同一の医療機関の診療科に属する者又は過去一年以内に多施設で実施される共同研究(臨床研究法第二条第二項に規定する特定臨床研究に該当するもの及び医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験のうち、医師又は歯科医師が自ら実施するものに限る。)を実施していた者

三 前二号に掲げる者のほか、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師若しくは歯科医師若しくは実施責任者又は審査等業務の対象となる再生医療等に関する特定細胞加工物製造事業者若しくは医薬品等製造販売業者若しくはその特殊関係者と密接な関係を有している者であつて、当該審査等業務に参加することが適切でない者

2 委員会は、法第二十六条第一項第一号に規定する業務(法第五条第二項において準用する法第四条第二項の規定により意見を求められた場合において意見を述べる業務を除く。)を行うに当たっては、技術専門員(審査等業務の対象となる疾患領域の専門家及び生物統計の専門家その他の再生医療等の特色に応じた専門家をいう。以下同じ。)からの評価書を確認しなければならない。

3 認定再生医療等委員会は、審査等業務(前項に掲げる業務を除く。)を行うに当たっては、必要に応じ、技術専門員の意見を聴かなければならない。

4 委員会における審査等業務に係る結論を得るに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員(技術専門員が出席する場合にあつては、当該技術専門員を除く。以下この項において同じ。)の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、委員会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を当該委員会の結論とすることができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会における審査の結論を文書により院長に報告しなければならない。

2 院長は、委員会が次に掲げる意見を述べたときは、遅滞なく、厚生労働大臣にその旨を報告する。

一 再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供を継続することが適当でない旨の意見を述べたとき

二 第二十条の二第四項の規定により意見を求められた場合に意見を述べたとき

(審査料)

第10条 委員会は、再生医療提供計画に係る審査を申請する者から委員会が定める審査に要する費用(以下「審査料」という。)を徴収する。ただし、委員長が特に認めた場合は、審査料を免除することができる。

2 審査料は、その全額を当該審査を開始する日の前日までに前納するものとする。

3 既納の審査料は、返還しない。

4 審査料及びその算定方法及び根拠は、次の表に掲げるところによる。

審査内容	審査料(税別)	算定方法及び根拠
初回審査	34万円	出席委員への謝礼24万円(出席者6名×4万円)、事務手数料10万円(会場費1万円、印刷製本費5万円、人件費4万円)

継続審査	16万円	出席委員への謝礼12万円(出席者6名×2万円)、 事務手数料4万円
疾病等報告	16万円	出席委員への謝礼12万円(出席者6名×2万円)、 事務手数料4万円
定期報告	16万円	出席委員への謝礼12万円(出席者6名×2万円)、 事務手数料4万円
変更審査	16万円	出席委員への謝礼12万円(出席者6名×2万円)、 事務手数料4万円
新施行規則への対応に 係る変更審査(書面審査)	16万円	出席委員への謝礼12万円(出席者6名×2万円)、 事務手数料4万円

(帳簿の備付け等)

第11条 院長は、第4条各号に掲げる業務に関する事項を記録するための以下の事項を記載した帳簿を備え、当該帳簿を、その最終の記載の日から10年間、保存する。

①審査等業務の対象となった再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者

(多施設共同研究の場合は代表管理者。以下「医療機関の管理者等」という。)の氏名及び医療機関の名称

②審査等業務を行った年月日

③審査等業務の対象となった再生医療等の名称

④法第26条第1項第1号の意見を述べた場合には、審査の対象となった再生医療等提供計画の概要

⑤法第26条第1項第2号又は第3号の報告があった場合には、報告の内容

⑥法第26条第1項第4号の意見を述べた場合には、再生医療等技術の安全性の確保等その他再生医療等の適正な提供のために必要があると判断した理由

⑦述べた意見の内容

⑧法第26条第1項第1号の意見を述べた場合には、医療機関の管理者等が厚生労働大臣又は地方厚生局長に審査等業務の対象となった再生医療等提供計画を提出した年月日(省令第27条第2項の通知により把握した提出年月日)

(情報の公表)

第12条 院長は、委員会の審査等業務に関する規程及び委員名簿を委員会のホームページで公表する。

2 院長は、審査等業務に関する規程、委員名簿その他再生医療等委員会の認定に関する事項及び審査等業務の過程に関する記録に関する事項について、厚生労働省が整備するデータベースに記録することにより公表する。

(審査等業務の記録等)

第13条 院長は、委員会における審査等業務の過程に関する記録を作成し、個人情報、研究の独創性及び知的財産権の保護に支障を生じるおそれのある事項を除き、これを委員会のホームページで公表する。

2 院長は、審査等業務に係る再生医療等提供計画及び前項の記録を、当該計画に係る再生医療等の提供が終了した日から10年間、保存する。

(秘密保持義務)

第14条 委員会の委員若しくは委員会の審査等業務に従事する者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該審査等業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(活動の自由及び独立の保障)

第15条 院長は、委員会の審査が適正かつ公正に行えるよう、委員会の活動の自由及び独立を保障する。

(教育研修)

第16条 院長は、年一回以上、委員等(認定再生医療等委員会の委員、技術専門員及び運営に関する事務を行う者をいう。以下同じ。)に対し、教育又は研修の機会を確保する。ただし、委員等が既に当該認定委員会設置者が実施する教育又は研修と同等の教育又は研修を受けていることが確認できる場合は、この限りでない。

(事務局の設置)

第17条 院長は、委員会の事務を行うものを選任し、本院に認定再生医療等委員会事務局(以下「事務局」という。)を設置する。

(事務局の業務)

第18条 事務局は、院長の指示により次の業務を行う。

- (1) 審査等業務に係る契約の受付及び再生医療等提供計画の受付
- (2) 委員会の審査等業務に関する記録を作成し、これをその最終記載の日から10年間、保存する。
- (3) 委員会における審査等業務の過程について記録を作成し、個人情報、研究の独創性及び知的財産の保護に支障を生じるおそれがあると判断する事項を除き、ホームページにより公表する。また、当該記録をその最終記載の日から10年間、保存する。

(苦情及び問い合わせへの対応)

第19条 苦情及び問い合わせの対応窓口は事務局が担当する。事務局は、苦情及び問い合わせの初期対応を行ったのち、院長に伝達し、以後の対応は院長が行う。

(委員会の廃止)

第20条 院長が、委員会を廃止しようとする場合は、事務局を通じて、あらかじめ、当該委員会に再生医療等提供計画を提出していた再生医療等提供機関に、その旨を通知する。

(委員会の廃止後の手続)

第21条 院長が委員会を廃止したときは、事務局を通じて、速やかに、その旨を当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた再生医療等提供機関に通知する。

2 前項の場合において、院長は、当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた医療機関に対し、当該医療機関における再生医療等の提供又はその継続に影響を及ぼさないよう、他の認定再生医

療等委員会を紹介することその他の適切な措置を講じる。

第2章 委員会の審査等業務

第1節 再生医療等提供計画に対する意見

(提供機関管理者との契約)

第22条 院長は、提供機関管理者に意見を求められた場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該提供機関管理者との契約を締結する。

- (1) 当該契約を締結した年月日
- (2) 当該再生医療等提供機関及び当該委員会の名称及び所在地
- (3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項
- (4) 当該委員会が意見を述べるべき期限
- (5) 細胞の提供者及び再生医療等を受ける者の秘密の保全に関する事項
- (6) 審査料
- (7) その他必要な事項

(秘密保持に関する覚書)

第23条 院長は前条に規定される契約を行う際には、秘密保持に関する覚書を締結する。

(再生医療等提供計画)

第24条 委員会は、再生医療等提供計画について意見を述べるために、提供機関管理者より、規則第27条第1項に規定される様式第1の提出を受ける。

2 前項の様式1に添付されるべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 提供する再生医療等の詳細を記した書類
- (2) 実施責任者及び再生医療等を行う医師又は歯科医師の氏名、所属、役職及び略歴(研究実績がある場合には、当該実績を含む。)を記載した書類
- (3) 再生医療等に用いる細胞の提供を受ける場合にあっては、細胞提供者又は代諾者に対する説明文書及び同意文書の様式
- (4) 再生医療等を受ける者及び代諾者に対する説明文書及び同意文書の様式
- (5) 再生医療等提供計画に記載された再生医療等と同種又は類似の再生医療等に関する国内外の実施状況を記載した書類
- (6) 特定細胞加工物を用いる場合にあっては、再生医療等提供計画に記載された再生医療等に用いる細胞に関連する研究成果を記載した書類
- (7) 特定細胞加工物を用いる場合にあっては、特定細胞加工物概要書、規則第96条に規定する特定細胞加工物標準書、第97条第1項に規定する衛生管理基準書、同条第2項に規定する製造管理基準書及び同条第3項に規定する品質管理基準書
- (8) 再生医療等製品を用いる場合にあっては、当該再生医療等製品の添付文書等(医薬品医療機器等法第6

5条の3に規定する添付文書等をいう。)

(9) 再生医療等提供計画に記載された再生医療等の内容をできる限り平易な表現を用いて記載したもの

(10) 特定細胞加工物の製造を委託する場合にあっては、委託契約書の写しその他これに準ずるもの

(11) 個人情報取扱実施規程

(12) その他委員会が必要と認める資料

(再生医療等提供計画に対する意見)

第25条 再生医療等の提供の適否に関する委員会の意見は以下の各号のいずれかにより示し、提供に当たって注意すべき事項についての意見とする。

(1) 適

(2) 不適

(3) 継続審議

第2節 提供機関管理者の報告等に対する意見

(疾病等の報告に対する意見)

第26条 委員会は、規則第35条各項に規定する報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、提供機関管理者に対し、その原因究明及び講ずべき措置について意見を述べる。なお、再生医療等を受ける者の保護の観点から緊急に当該再生医療等の提供の中止その他の措置を講ずる必要がある場合には、緊急審査を行うことができる。

(実施状況の定期報告に対する意見)

第27条 委員会が規則第37条に規定する報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、提供機関管理者に対し、その再生医療等の提供に当たって留意すべき事項若しくは改善すべき事項について意見を述べ、又はその再生医療等の提供を継続することが適当でない旨の意見を述べる。

2 前項の規定により、委員会が再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供を継続することが適当でない旨の意見を述べた場合は、院長は遅滞なく厚生労働大臣にその旨を報告する。

(安全性の確保等に関する意見)

第28条 前3条に掲げる場合のほか、再生医療等技術の安全性の確保等その他再生医療等の適正な提供のため必要があると認めるときは、提供機関管理者に対し、当該再生医療等提供計画に記載された事項に関し意見を述べる。

(提供機関管理者の措置報告)

第29条 前4条の委員会の意見を受けて講じた再生医療提供計画の変更その他の措置について、提供機関管理者が当該委員会に行った報告は、委員会に上程する。

第3節 委員会の開催

(委員会の開催)

第30条 委員会は、原則として月一回の開催とする。ただし、開催日の一週間前までに審査の対象となる再生医療等提供計画、報告等の提出がなかった場合は委員会を開催しないことができる。

(緊急開催)

第31条 提供機関管理者から臨時に意見等を求められた場合の他、委員長は、必要があると認める場合には、臨時委員会を招集することができる。

(迅速審査)

第32条 委員会は、次に掲げる要件を満たす再生医療等の提供に重要な影響を与えないものであり、委員会の指示に従って対応するものが審査対象となる場合は、委員会を開催することなく、委員長による確認により、迅速審査を行うことができる。

2 委員会は、規則29条に該当する再生医療等提供計画の変更又は再生医療等の提供件数が0件の再生医療等提供状況の定期報告については、あらかじめ、前項の方法により迅速審査を行う旨を提供機関管理者に指示する。

(緊急審査)

第33条 委員会は、法第二十六条第一項第二号又は第四号に規定する業務を行う場合であって、再生医療等を受ける者の保護の観点から緊急に当該再生医療等の提供の中止その他の措置を講ずる必要がある場合には、委員長及び委員長が指名する委員による審査等業務を行い、結論を得ることができる。この場合において、後日委員会を開催し、委員会の結論を得なければならない。

(新施行規則の規定への適合に係る変更審査)

第34条 委員会は、新施行規則附則第二条第三項に基づき、新施行規則施行前から実施されている再生医療等について再生医療等提供計画の新施行規則への適合に係る変更審査を行う場合には、書面により審査等業務を行うことができる。

第3章 雑則

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付則 この規程は、法第26条による厚生労働大臣の認定を受けたときから施行する。(ver.3.0)